

下記の監査の結果に対し、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定に基づき、措置を講じた旨の通知がありましたので公表します。

平成26年2月5日

新庄市監査委員 高山孝治

新庄市監査委員 山口吉静

記

1. 監査対象 新庄・最上さくらが丘斎苑の平成24年度の施設管理に係わる事務の執行について
2. 対象団体 株式会社 セロン東北
3. 監査期間 平成25年10月18日～平成25年10月28日

監査の結果(指摘、要望事項)	措置の内容
1. 施設の指定管理分の収支を会社の経理から分離し、新庄・最上さくらが丘斎苑独自の管理運営収支状況が明確になるよう改めること。	1. 平成26年度より、新庄・最上さくらが丘斎苑専用の銀行通帳を作成し、出納帳と合わせて運営管理を実施します。